

# 伊方地域の緊急時対応（概要版） ④ 予防避難エリアにおける避難・屋内退避の考え方

**(ケース1) 陸路避難を実施する場合**

- 放射線物質放出まで時間的猶予があり、国道197号が使用可能な場合は、**陸路による避難を実施**。
- 自家用車での避難ができる住民は、自家用車により避難経路（松前公園）に移動の上、松前町の指示する広域避難所に避難。
- 自家用車等での避難が困難な住民は、一時集結所に移動後、愛媛県が手配するバス等により避難。



**(ケース3) 海路避難等を実施する場合**

- 放射線物質放出まで時間的猶予があり、国道197号が使用不可であるが、港湾が使用可能であり船舶が確保できる場合は、**海路による避難を実施**。また、ヘリコプターによる避難が可能な場合には、県等のヘリコプターによる**空路避難**を併用。
- 各一時集結所から大分県等への海路避難は、愛媛県手配の船舶により実施。



**(ケース2) 陸路避難、海路避難等を実施する場合**

- 放射線物質放出まで時間的猶予があり、国道197号の一部が使用不可であるが、港湾が使用可能であり船舶が確保できる場合は、**陸路と海路による避難を実施**。また、ヘリコプターによる避難が可能な場合には、県等のヘリコプターによる**空路避難**を併用。
- 一時集結所から大分県等への海路避難は、愛媛県手配の船舶により実施。



**(ケース4) 屋内退避を実施する場合**

- 放射線物質放出まで時間的猶予があるものの国道197号が使用できず、港湾が使用不可もしくは船舶が確保できない場合は、または放射性物質放出のリスクが高まった場合は、**屋内退避を実施**。
- 予防避難エリアの住民が屋内退避できる屋内退避施設を確保。
- 予防避難エリアにおいては、伊方町等が約4,700人が生活できる食料及び生活物資等を7日分供給。

屋内退避一例(ケース4)

屋内退避を実施

愛媛県の港湾へ

大分県の港湾へ

施設名	収容可能人数	予防避難エリア7内の人口
屋内退避施設 44施設	14,476人	4,724人
うち 5施設*	859人	
うち 3施設**	674人	
小計*	7,607人	

\* 食料物資は6日分  
\*\* 食料物資は7日分

※印は、津波の影響が少ない施設を選定した場合